

	豊田草野球連盟 (TSBL)	版番号	11
	連 盟 規 則	制定日	2007年1月26日
		改定日	2013年3月30日

1. 豊田草野球連盟

- 1-1. 名称 豊田草野球連盟
通称、T S B L (Toyota Sandlot Baseball League)

連盟ロゴマーク



- 1-2. 目的 野球を楽しむことを基本理念とし、野球を中心とした活動を行う。
- 1-3. 活動内容 登録チームによるリーグ戦の企画・運営。
その他、目的にあったイベント等。
- 1-4. 運営方針 野球を楽しむことが基本であり、プレーの巧拙（レベル）は問わない。各チーム、各選手なりの野球を楽しんでいただく。
ただし、グラウンドではルールを守り、まじめにプレーすることを運営方針とする。
- 1-5. 活動拠点 愛知県豊田市およびその近辺とする。
- 1-6. 事務局 豊田草野球連盟（以下、連盟）メンバーで構成する。
なお、事務局所在地は連盟代表者宅とする。

事務局の役割

- ① 連盟の運営
- ② チーム管理（チーム登録受付、メンバー登録管理）
- ③ リーグ戦支援（対戦表作成、試合会場の調整、日程調整等）
- ④ 結果集計（対戦結果、個人成績の記録と集計）
- ⑤ 代表者会議の開催（規則の改廃、会計報告、結果報告等）
- ⑥ WEBサイトの運営（連盟WEBサイト <http://www.tsbl.jp>）



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

2. チーム登録

- 2-1. チーム数 登録チーム数は9チームとする。
基本的に連盟を脱退するまで、チーム登録は自動的に継続する。
- 2-2. 登録受付 登録チーム数が不足した場合に新たなチーム募集を行うこととする。
登録受付期間および登録方法は、連盟WEBサイトにて告示する。
- 2-3. 登録内容 登録選手は10名以上25名までとする。
チーム名、代表者名、選手名、背番号等を登録する。
(登録内容の詳細は連盟WEBサイトにて告示する)
選手名は本名以外のニックネームでも登録可能とする。
背番号は0～99の範囲でチーム内で重複しない数字を設定する。
- 2-4. 登録内容の更新 シーズン中の選手名と背番号の変更を認めない。
シーズン中の選手の追加登録および抹消は随時可能とするが、一度抹消した選手は同一シーズン中に同一チームへの再登録を認めない。
- 2-5. 会費 登録チームは、別途定める年会費を支払うこととする。
支払期日と支払方法は、登録完了後に事務局から通知する。
- 2-6. ユニフォーム チーム統一（同色系同一デザイン）のユニフォーム着用を基本とする。ただし、軽微な違い、アンダーシャツやパンツの形状、スパイクの色やデザインは特に限定しない。
- 2-7. チーム備品 登録チームは、ベース一式、ライン引き、ラインパウダー、巻尺、審判用インジケータを用意し、割り当てに応じて試合会場に持参すること。（巻尺は30m以上の物）
- 2-8. 保険 負傷、備品等の紛失や損傷、器物損壊に関して、連盟は一切の責任を負わないものとする。各チームの責任で対処すること。
そのため、各チームでスポーツ保険等に加入することを推奨する。
- 2-9. 途中脱退 いかなる事情であっても会費の返金を行わない。
また、脱退チームの成績はすべての試合を不戦敗とする。
- 2-10. 罰則 不正、脅迫、暴力行為等、連盟方針を逸脱した選手またはチームは、連盟判断により指定期間の出場停止あるいは登録抹消とする。
また、野球の楽しさを損なう悪質なヤジも罰則の対処とする。



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

3. リーグ戦

- 3-1. 開催期間 3～11月の土曜日開催を基本とする。
- 3-2. 試合会場 試合会場は、登録チームが分担して確保する。
そのとりまとめは連盟事務局が行う。
- 3-3. 対戦形式 登録チームの総当たり戦を基本とするが、トーナメント戦を開催する場合もある。
- 3-4. ルール 公認野球規則に準じるが、連盟規則や代表者会議等にて別途定めたルールを優先する。
- 3-5. 選手 選手として試合出場できるのは、連盟に登録したメンバーに限定する。登録されていない選手の出場は原則認めないが、人数不足による棄権を救済する場合に限り、4-12項に基づき未登録選手の出場を認める。
- 3-6. 審判・記録 試合をしていない他の登録チームが審判および記録を担当する。
なお、各チームの責任で登録選手以外の人が担当しても構わない。
担当試合は別途連盟WEBサイトにて告知する。
- 基本的に、同日開催の他の試合チームが以下のパターンで対応する。
- ・ 三塁側ベンチチームが主審と三塁塁審を担当
 - ・ 一塁側ベンチチームが記録と一塁および二塁塁審を担当
(一塁塁審が二塁塁審を兼任しても構わない)
- 試合時間の管理も主審が行うこととする。
- なお、審判員不在の場合は、攻撃側チームが審判を担当する。
その場合、最低でも主審と一塁塁審の2名以上とする。
- 試合を棄権しても審判または記録は指定通り担当すること。
できれば、棄権したチームが審判と記録を担当するのが望ましい。
- 3-7. 日程
- ① 試合日程および対戦カードは、連盟WEBサイトにて告知する。
事前にチームのベンチを指定し、三塁側を先攻とする。
 - ② 日程変更は原則認めない。
 - ③ 天候不良やグラウンドの状態が悪い場合など、試合開催が困難な場合は試合開催を中止できる。その判断は、第1試合または第3試合の両チーム代表者に一任するが、連盟判断で中止を決定するケースもある。中止時の連絡は、別途定める方法により、関係者へ連絡することとする。



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

3-8. 不戦敗

次の場合は不戦敗となる

- ① 試合を棄権
- ② 審判担当試合に審判員が不在
- ③ 別途定める期限までに試合結果報告をしなかった場合
- ④ 不正が発覚した場合
- ⑤ 連盟を脱退した場合

なお、不戦敗時のスコアは7-0とする。

対戦チーム双方が該当した場合は、双方0点の引き分けとする。

試合成立後、上記②③④の理由により不戦敗となった場合、不戦敗チームの個人成績は次のとおりとする。

打者：全員3打数0安打

投手：責任投手に敗戦数を加算

3-9. 結果報告

運用フローは以下の通り。

- (1) 記録員は、試合後に試合結果を各チーム代表者に提出する
- (2) チーム代表者は、記録結果の内容を確認
- (3) チーム代表者は、最新版の試合結果記録表に試合結果を入力
- (4) チーム代表者は、事務局に試合結果記録表データを送信する
(事務局への送信は連盟WEBサイトの送信機能を利用できる)

試合結果記録表は試合後 1 週間以内に事務局に送信すること。

3-10. 総合結果

リーグ終了後、最終的なチーム順位と個人成績順位を決定する。
チーム順位は、①勝数 ②勝率 を元に決定するが、同数同率の場合は同順位とする。ただし、優勝チームは、別途、優勝決定戦を開催できる。



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

4. 試合ルール

- 4-1. 進行
- 試合時間は連盟WEBサイトで告示する。
基本的な試合進行は、次のとおりとする。
- ① アップ（選手）、試合準備（審判）
 - ② メンバー表、試合球を提出
 - ③ 試合
 - ④ グラウンド整備
- 4-2. アップ
- アップは、試合開始前のグラウンド予約時間内に行う。
アップをグラウンド内で行う場合、試合の邪魔にならない場所で行うこと。
- 4-3. 試合準備
- グラウンド準備は、審判担当チームが試合開始5分前までに行う。
グラウンド用の備品は、それぞれ試合を行うチームが準備する。
一塁側チーム： ベース一式と巻尺
三塁側チーム： ライン引きとラインパウダー
- 4-4. メンバー表
- 市販のメンバー表に記入し、試合開始前に主審に2枚提出する。
なお、選手名は登録名を記入すること。
(登録名が本名の場合は姓のみでも可とする)
主審は、メンバー表を記録員と相手チームに手渡すこと。
- 4-5. 試合球
- 日本軟式野球連盟の公認A号の新品、または新品相当のボールを各チーム2球ずつ提供する。また、試合中に試合球を紛失した場合は、試合球を追加提供してもらう場合がある。
なお、試合球として適切かどうかは審判が判断することとする。
試合球は試合後に返却するが、紛失球の補償はしない。
- 4-6. 試合時間
- 1 試合あたり1時間45分または7イニングとする。
1時間45分を超えてから次のイニングに入らないこととする。
1時間50分時点で終了しない場合は、そのイニングを不成立とし、一つ前のイニングまでの結果を試合結果として試合を終了する。
なお、点差によるコールドゲームは採用しない。また、時間内であれば延長戦を認める。
- 4-7. 個別ルール
- ① グラウンドルール
試合開始の集合時に主審が両チームに確認すること。
(ホームランやボールデッドの判断など)
 - ② タックル（体当たり）の禁止
ベース上の交錯プレーにおけるタックル（体当たり）などのラフプレーを禁止する。なお、走者のタックルを誘発するような守備側の行為（ブロックプレー）も禁止する。
なお、悪質な場合は、審判判断で退場とする。



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

③ 特別ルール

必要に応じて主審と試合チーム代表者が協議して決めて良い。

4-8. ファウルボール 試合中のファウルボールは、攻撃側チームが回収し、ボールの汚れを落としてから審判へ戻すこと。なお、試合球を紛失した場合は、攻撃側が新たな試合球を補充すること。

4-9. 装備 選手は全員同一デザインの野球帽を着帽のこと。
捕手はヘルメット、マスク、プロテクターとレガース着用のこと。
打者と走者は打者用ヘルメット着用のこと。
審判はマスク着用のこと。
それぞれの装備は、各自または各チームにて準備しておくこと。

4-10. 投球練習 初回と投手交代時は5球まで。攻守交代時は3球までとする。

4-11. 10番打者 正式メンバーであれば、守備を行わない10番打者の参加を認める。ただし、試合開始から終了まで継続して出場させること。試合途中の追加や取り消しを認めない。
なお、選手交替は通常の選手交代と同様に可能とするが、控え選手からの交代しか認めない。

4-12. 助っ人 自チームのメンバーが9人に満たない場合、助っ人を2名まで参加させることができる。ただし、守備位置は投手以外とし、打順は助っ人が1名の場合は9番、2名の場合は8番と9番とする。
本項は、人数不足による棄権を救済するための特例であり、プレーできる正規メンバーが控えになってはならない。
助っ人は、背番号が付いていない服装で、スパイクと帽子を着用すること。野球に相応しくない服装での出場は認めない。また、メンバー表と試合結果記録表の背番号欄には「助」と記入する。

(特例) 連盟登録選手の助っ人に限り、上記2名の助っ人とは別に更に2名の助っ人の出場を認める。(助っ人は最大4名まで可能)
その場合でも打順は下位とし、守備位置は投手以外とする。
(なお、相手チームが認めればこの限りではない)

4-13. マナー

① 喫煙、飲食
グラウンド内での喫煙、飲食はベンチ内のみとする。
喫煙は灰皿を準備し、吸い殻等をグラウンドやベンチに残さない。
また、ゴミは必ず持ち帰ること。

② ヤジ
相手チームや審判に対し、尊厳を傷つけるヤジや挑発的なヤジを禁止する。また、打者に対し投球コースや球種を暴露するような行為を禁止する。悪質な場合は審判判断で退場とする。

③ 抗議
審判へ抗議できるのは、監督とキャプテンまたはその代行者のみとするが、基本的に抗議はしないこととする。



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

- ④ 観戦者
観戦者がグラウンド内に入らないように注意すること。
各チームが責任を持って観戦者の安全確保を行うこと。
- ⑤ 攻守交代
速やかに行うこと。投手以外は駆け足とする。
- ⑥ 試合進行の妨害
執拗な抗議や無駄な牽制、頻繁な投手交代など、試合進行を妨げる行為を禁止する。審判判断で退場、ボーク等とする。

4-14. 記録

記録は記録員が公平に記録すること。
エラーとヒットの判断は記録員に任せるが、節度を持って記録すること。後で不正が判明した場合は、除名を含め厳しく対処する。
判断に迷った場合は主審と相談して判断すること。
なお、記録表は連盟WEBサイトからダウンロードして使用する。

4-15. グラウンド整備

試合終了後、両チームでグラウンド整備を行う。
たばこの吸い殻、ゴミ、忘れ物がないように注意すること。

4-16. 勝率

引き分け時の勝数は、両チームとも0.5として勝率計算を行う。



豊田草野球連盟 (TSBL)

連 盟 規 則

版番号

11

制定日

2007年1月26日

改定日

2013年3月30日

5. 表彰規定

5-1. 優勝

以下の順で優勝チームを決定する。

- ① 勝数が一番多いチーム
- ② 勝数が同じ場合、勝率の一番高いチーム
- ③ 勝数と勝率が同一の場合は、決勝戦を実施して決定するか、同率優勝とする。

5-2. 個人表彰

次のタイトルを個人表彰とする

なお、対象者が複数の場合は、打数や試合数の多い選手とする。

- ① 首位打者
- ② 最多打点者
- ③ 最多本塁打者
- ④ 最多安打者
- ⑤ 最多勝利投手
- ⑥ その他（完全試合等、特筆すべき記録と連盟が判断した場合）

5-3. 規定打席

打者の個人表彰は、規定打席数に達した選手を対象とする。

規定打席 = 試合数 × 1.8

5-4. 規定投球回

投手の個人表彰は、規定投球回に達した選手を対象とする。

規定投球回 = 試合数 × 1.0

6. その他

6-1. 規定外の対応

規定していない事態が発生した場合は、連盟事務局および必要に応じてチーム代表者を招集し、協議して決定する。

緊急性のある場合は、チーム代表者や審判の判断に委ねる。

また、再発の可能性がある場合は連盟事務局に連絡すること。

事務局は対応方法を検討し対策する。

6-2. DH制

DH制は採用しない。